

今月の



隣に伝えたい 新たな言葉と概念

【地域包括ケアシステム】

英 community-based comprehensive care system (仮訳)

〈解説〉

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 平成25年12月13日 第4条第4項より原文のまま）。

今後日本は急速に超高齢化社会に向かう。65歳以上の人口は、現在3,000万人を超えているが（国民の約4人に1人）、平成54年の約3,900万人でピークに達する。若年人口の減少もあいまって、75歳以上の人口割合は増加し続ける。高齢者のみの世帯（単身・夫婦）の割合は、10年の20%から平成37年には26%に高まると予想されている。日常生活に支援や介護が必要な認知症高齢者も、280万人から470万人へ増えるとみられている。

団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、自宅で生活することが前提に、5つのサービス（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が一体的に提供される支援体制（地域包括ケアシステム）を構築することが急務となる。

高齢化に関わる課題は地域によって異なるため、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく。地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供されるよう、日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定している。医療介護福祉の連携、民間の力の導入が必要で、自助・互助・共助・公助の適切な組み合わせが課題である。

（国立病院機構東埼玉病院 院長 川井 充）

本誌612pに記載